

第9回

税法入門

主債務の借換えがあった場合の求償権行使不能の判断時期は旧契約締結時か借換え時か

事案の概要

A社は金融機関から借入を行ない、A社の代表取締役Xはこの借入について連帯保証をした（この時点でA社に資力はあった）。その後、A社は業績が悪化したため上記の借入について支払条件を変更するため借換えを行なった。XはA社の資力が低下したため求償権行使が困難であることを知りながら、この借換えについても連帯保証をした。A社は結局業績が回復せず解散し、Xは所有不動産を売却しその売却代金で保証債務を履行した。Xは確定申告で上記の不動産の譲渡所得を課税所得としなかったところ、Y税務署長は所得税法64条2項の適用を否定して更正処分等を行なった。

前提知識

個人が資産を譲渡し譲渡所得が発生した場合、原則として所得税が課税される。しかし、保証債務履行のために資産を譲渡したが保証債務履行に伴う求償権の一部または全部を行使することができなかった場合にはその行使不能額について譲渡所得がなかったものとみなす特例がある（所得税法64条2項）。ただし、保証人が保証契約締結時に求償権の行使が不可能であることを認識していた場合は、実質的には保証ではなく主債務を引き受けたのと同様なので本特例は適用されない（札幌高判平成6年1月27日・判タ861.229等）。

主たる争点

旧契約締結時には主債務者に資力があったが、借換え時には資力がなく求償権の行使が不可能であることを保証人が認識していた場合に、所得税法64条2項の適用はあるか。

判決要旨

●さいたま地方裁判所平成16年4月14日判決

「借換え時に、保証人は、保証債務の負担を自由に免

れることができるものではなく、保証人は従属的な地位に置かれているのが通常であるから、借換え時ににおいて、保証人が主債務者に資力がなく、主債務者に対する求償権の行使が不可能であると認識していた場合であっても、旧契約締結時ににおいて、保証人が、求償権の行使も可能であると認識していた場合については、所得税法64条2項の適用はあると解するのが相当である」としてYの処分を取り消した（一審で確定）。

コメント

保証債務の特例の適用に関しては論点が多く、判例も多数ある（詳細は『法律家のための税法』〔東弁編著 第一法規発行〕民法編26「保証債務の履行と資産の譲渡」を参照）。近時の不況の影響で資力のあった企業が業績悪化により弁済条件を変更するため借換えを繰り返し、やがては破綻に至るケースが珍しくないが、当初の借入時から連帯保証をしていた代表者が保証債務を履行した場合、本特例が利用できるかが本件の論点である。

本件で、税務署側は当初の借入に対する保証と借換え分の保証が形式上別個の契約であることを重視し、借換え時の認識に基づいて求償権の行使不能を判断すべきと主張した。しかし、判例は保証人が通常従属的な地位に置かれており、従前の保証人たる地位を免れることが困難であることを重視して、当初の借入時を求償権の行使不能の判断時期とする旨判示した。

ただし、判決理由中の傍論で、根保証や根抵当権の場合には、個々の債務の入れ替わりが当然予定されているから、当初の根保証や根抵当権設定時の認識を問題とすべきとされている点に注意を要する。

<参考文献>

- TAINS（税理士情報ネットワークシステム）ホームページ <http://www.zeirishi.gr.jp/>（本判例は、法令コードZ888-0836）
- 平野敦士・村井淳一・佐藤善恵・岡野訓「税務訴訟と要件事実論」（清文社・2005）244頁以下

（税務特別委員会委員 佐藤 千弥）